第百五十条の二の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申告）

第百五十条の三　法第七十五条の三第三項（電子情報処理組織による申告）に規定する政令で定める法令は、地方法人税法、租税特別措置法、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律その他の法人税の申告に関する法令（法（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法を除く。）とする。

第百五十五条の四中「の益金又は損金算入」を削り、「第六十八条の八十三」を「第六十八条の八十一」に改める。

第百五十五条の五中「の益金又は損金算入」を削り、同条第二号中「第十二項」を「第十二項（収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）又は」に、「又は第六十八条の八十三第十二項若しくは第十三項（収用等に伴い設けた特別勘定の連結納税の開始等に伴う益金算入）を」（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例」に改め、同条第三号中「又は第六十八条の七十八から第六十八条の八十五まで」を「、第六十八条の七十八から第六十八条の八十一まで、第六十八条の八十四又は第六十八条の八十五」に、「対価」を「収益」に改める。

第百五十五条の六第一項第一号中「明細又は」を「事項又は」に改め、同号イ中「第二十三条の二第五項」を「第二十二条の二第三項（収益の額）、第二十三条の二第五項」に改め、「、第五十三条第二項（返品調整引当金）」を削り、「第六十三条第七項（長期割賦販売等）」を「第六十三条第六項（リース譲渡）」に改め、同号ロ中「第六十三条」を「第十八条の二第二項及び第三項（収益の額）、第六十三条」に改め、同項第二号イ中「、第五十二条第七項並びに第五十三条第五項」を「並びに第五十二条第七項」に改め、同号ロ中「、第百二条第二項（返品率の特別な計算方法）」を削り、同項第三号ロ中「、第百二条第一項、第三項及び第四項」を削り、同項第四号中「第百二十一条の三の二第三項」の下に「、第百二十一条の四第二項（第百二十一条の十第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百五十五条の九第一項中「連結事業年度における受取配当等の益金不算入」を「受取配当等」に改め、「生ずる日」の下に「（法第二十四条第三項の規定により交付を受けたものとみなされる同項の株式の価額のうち同条第一項の規定により法第二十三条第一項第一号に掲げる金額とみなされる金額にあつては、法第二十四条第三項の合併又は分割型分割の日。以下第百五十五条の十の二までにおいて同じ。）」を加え、同条第二項中「基準日の」を「基準日（法第二十四条第三項の規定により交付を受けたものとみなされる同項の株式の価額のうち同条第一項の規定により法第二十三条第一項第一号に掲げる金額とみなされる金額にあつては、法第二十四条第三項の合併又は分割型分割の日。以下第百五十五条の十の二までにおいて同じ。）の」に改める。

第百五十五条の十二第一項第二号中「第百五十条第一項」を「第百四十七条第一項」に改める。

第百五十五条の十三第二項第十五号を同項第十六号とし、同項第五号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　法第八十一条の八の二（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の損金不算入）

第二編第一章の二第一節第五款中第百五十五条の十八の次に次の一条を加える。

（分配時調整外国税相当額の損金不算入額の個別帰属額）

第百五十五条の十八の二　法第八十一条の八の二第二項（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の損金不算入）に規定する各連結法人に帰せられる金額は、同条第一項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されない金額のうち当該各連結法人の支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る法第八十一条の十五の二第一項（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）に規定する分配時調整外国税相当額とする。

第百五十五条の二十五第一号ロ中「又は第八十一条の十七（連結事業年度における税額控除の順序）」を削り、「控除する」を「控除をされるべき」に改め、同号ハ中「第六十八条の十五の七第一項後段」を「第六十八条の十五の八第一項後段」に、「第六十八条の十五の七第一項に」を「第六十八条の十五の八第一項に」に改め、同号ハ⑴中「同条第三項に規定する中小連結親法人」の下に「⑴において「中小連結親法人」という。）」を加え、「若しくは第三項（エネルギー環境負荷低減推進設備等」を「（高度省エネルギー増進設備等」に改め、「同法第六十八条の九第三項に規定する」を削り、「地方活力向上地域」及び「特定の地域」を「地方活力向上地域等」に改め、「同条第一項に規定する」を削り、「雇用者給与等支給額が増加した場合」を「給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等」に改め、「同条第二項第七号に規定する」を削り、「、第六十八条の九十一第四項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）又は第六十八条の九十三の三第四項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）を「又は第六十八条の十五の七（革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（連結親法人が中小連結親法人に該当する場合に限る。）」に改め、同号ハ⑶を削り、同条第二号イ中「第六十八条の十第五項」を削り、同号ニを削り、「同号ホ中「。ホにおいて「平成二十七年改正法」という。」を削り、「平成二十七年改正法第八条」を「同法第八条」に、「ホにおいて「平成二十七年旧措置法」を「ニにおいて「平成二十七年旧措置法」に改め、「（平成二十七年改正法附則第百十六条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五条（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「まで」を「まで（⑴に、⑵の規定により読み替えられた」を「）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により」に改め、「又は平成二十五年旧措置法第六十八条の九の二第一項若しくは第二項の規定により読み替えられた平成二十五年旧措置法第六十八条の九第一項から第三項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定」を削り、同号ホを同号ニとする。

第百五十五条の二十六第一項中「おいて、」の下に「同項中「第六十九条の二第一項（」とあるのは「第八十一条の十五の二第一項（連結事業年度における」と、」を加え、「第二十四条（」に、「あるのは」を「あるのは」に改め、「の益金又は損金算入」を削り、「読み替える」を「、「法第二十四条の」とあるのは「法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額を計算する場合に法第二十四条の」と、「同項第二号」とあるのは「法第二十三条第一項第二号」と読み替える」に改め、同条第二項中「所得税の額（」の下に「その所得税の額に係る法第六十一条の十五の二第一項（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）に規定する分配時調整外国税相当額及び」を加える。

第百五十五条の二十七第三項中「第百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得」を「第二条第十二号の十九ただし書（定義）に、租税条約（」を「条約（」に、「同号」を「第六項第五号」に改め、同条第四項中「及び第六号から第十五号まで」を「、第五号及び第七号から第十六号まで」に改める。

第百五十五条の二十八第一項中「第八十一条の十六まで」を「第八十一条の十五まで及び第八十一条の十六」に、「税額控除」を「所得税額の控除等」に改め、「第六十八条の十第五項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、」、「、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第五項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」及び「。以下この項において「平成二十七年改正法」という。）を削り、「平成二十七年改正法第八条」を「同法第八条」に改め、「（平成二十七年改正法附則第百十六条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五条（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。